

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ だい かいかいぎ しょうがいしゃきほんほう たい ろんてん
「障がい者制度改革推進会議」第2回会議 障害者基本法に対する論点
む いけん
に向けての意見

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎこうせいいん ひさまつ みつじ
障がい者制度改革推進会議構成員 久松 三二
「ざいだんほうじんぜんにほん れんめい じむきょくちょう」
(財団法人全日本ろうあ連盟事務局 長)

きほんてきせいかく

1. 基本的性格について

げんこう しょうがいしゃきほんほう しさく すいしん りねんほう しょうがいしゃ
現行の障害者基本法は施策の推進のための理念法であり、障害者の
けんりこうし ほしょう しゅし ほうりつ しょうがいしゃけんりじょうやく
権利行使を保障することを趣旨とした法律ではない。障害者権利条約を
こんきよ ぎょうせいしさく すいしん しょうがいしゃ けんりこうし じつげん む
根拠とし、「行政施策の推進」から「障害者の権利行使の実現」に向けて
ばっぼんてき かいせい ひつよう
抜本的に改正していく必要がある。

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃけんりじょうやく にほん いちばんきほんてき
障害者基本法は、障害者権利条約のもとに、日本における一番基本的
ほうりつ けんり きてい りねんほう しょうがいしゃさべつきんしほう
な法律(権利を規定する理念法)であるとするなら、障害者差別禁止法、
こんごろんぎ しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう
今後論議していく障害者総合福祉法(仮称)、また、
しんたいしょうがいしゃふくしほう た こべつほう かんれんせい めいかく きてい
身体障害者福祉法など、その他の個別法との関連性を明確に規定しておく
ひつよう
必要がある。

しょうがい ていぎ

2. 障害の定義について

しょうがい しゃかいもでる かんが もと せいり ひつよう
障害の社会モデルの考えに基づき整理する必要がある。

さべつ ていぎ

3. 差別の定義について

しょうがいしゃけんりじょうやく ていぎ もと ごうりてきはいりよ おこな さべつ
障害者権利条約の定義に基づき「合理的配慮」を行わないことは差別であ
めいかく ひつよう
ることを明確にする必要がある。

きほんてきじんけん かくにん

4. 基本的人権の確認について

しゅわ

(1) 手話

- 1 しゅわ おんせいげんご どうとう げんご いち ほしょう ひつよう
①手話を音声言語と同等に言語としての位置づけと保障が必要である。
しゅわ しょう しゅわ がくしゅう しゅわ がくしゅう しゅわつうやくほしょう
②手話の使用、手話の学習、手話による学習、手話通訳保障は、
きほんてきけんり いち ひつよう
基本的権利として位置づける必要がある。

ちょうかくしょうがいしゃは、しゅわ だいいちげんご「ぼご」もの げんご にんげん
聴覚障害者には、手話を第一言語（母語）とする者がいる。言語は人間の
せいかつ ふかけつ き はな だいいちげんご がくしゅう しょう
生活に不可欠であり切り離すことができない。したがって第一言語の学習・使用は
にんげん きほんてきけんり しゅわ がくしゅう しょう しゅわ
人間の基本的権利といえる。このことから、手話の学習・使用は、手話を
だいいちげんご もち ちょうかくしょうがいしゃ きほんてきけんり いち ひつよう
第一言語として用いる聴覚障害者の基本的権利として位置づけられる必要がある。

(2) コミュニケーション

① コミュニケーションは単なる意思疎通の手段ではない。本来的に双方向であり、
たん いしそつう しゅだん ほんらいてき そうほうこう
人間同士の共感の獲得、それによる人格の発達という意義も含む。

そうほうこう いみ しょうがいしゃ たい ふくし いち
「双方向である」という意味は、障害者に対する福祉サービスという位置づけに
げんてい いみ
限定すべきではないことを意味する。

たと しゅわつうやく しゅわ もち おんせいげんご き と ちょうかくしょうがいしゃ
例えば、手話通訳は、手話を用い音声言語が聴き取れない聴覚障害者と、
おんせいげんご もち しゅわ かい けんちょうしゃそうほう
音声言語を用い手話を解しない健聴者双方が、コミュニケーションをするとき
ひつよう しゅわつうやく りよう けんちょうしゃ ちょうかくしょうがいしゃ
に必要となる。つまり、手話通訳を利用するのは、健聴者と聴覚障害者
そうほう けんちょうしゃ ひつよう
の双方であり、健聴者も必要とするのである。

② 権利としてのコミュニケーションの保障と、コミュニケーション手段は混同されないよ
けんり ほしょう しゅだん こんどう
う注意する必要がある。コミュニケーション手段の保障だけではなく、コミュニケー
ちゅうい ひつよう しゅだん ほしょう
ションの質も保障されなければならない。コミュニケーション手段の定義だけで終わる
しつ ほしょう しゅだん ていぎ お
のではなく、障害者に関する基本的施策において、権利としてのコミュニケーショ
しょうがいしゃ かん きほんてきしさく けんり
ンは独立した項目として位置づける必要がある。
どくりつ こうもく いち ひつよう

たと じゅよう りかい はっしん じかん しょうがいしゃ
例えば、コミュニケーションの「受容（理解）」「発信」に時間のかかる障害者
いけんひょうめい きかい ほしょう ひつよう
の意見表明の機会を保障する必要がある。

おんせいげんご しゅわ ひつき ゆびもじ しょくしゅわ
また、音声言語とのコミュニケーションにおいて、手話、筆記、指文字、蝕手話、
てが もじ た つうやく ちよくやく いやく ほんやく せつめい そうだんしえん
手書き文字その他の通訳を行うことは、直訳、意識、翻訳、説明、相談支援な
さまざま ほうほう せんもんてき しえんぎじゅつ も じんざい しゅわ
ど、様々な方法・レベルがあり、専門的な支援技術を持つ人材（手話
つうやくし しゃ ようやくひつきしゃ もう つうやく かいごいん ひつよう
通訳士・者、要約筆記者、盲ろう通訳・介護員）が必要である。

しょうがいしゃ かん きほんてきしさく
5. 障害者に関する基本的施策について

- じょうほう りょう か かいかく こうもく うち じょうほう
①「情報の利用におけるバリアフリー化」については、改革17項目の内、「情報
りょう でんたつしえん かんれん じょうほう ほしょう
の利用・伝達支援」と関連しているが、「情報・コミュニケーションの保障」と
いち じょうき しゅだん しょう
して位置づけるべきである。上記したように、コミュニケーション手段の使用だけでなく
しつてきほしょう ふく ひつよう
質的保障も含めていく必要がある。

2しょうがいしゃきほんほう だい しょう しょうがい よぼう かん きほんしさく さくじょ
②障害者基本法の第3章「障害の予防に関する基本施策」は削除すべき
である。

にゅうようじ じんこうないじそうにゅう よぼう そうきちりょう
乳幼児からの人工内耳挿入が「予防」のための「早期治療」にされてはならな
みずか いしけってい にゅうようじ いっぽうてき ちりょう じんかく むし
い。自ら意思決定できない乳幼児に一方的に「治療」することは人格を無視
じんけんもんだい おお もんだい い え
した人権問題であり大きな問題があると言わざるを得ない。

- きょういく ちょうかく しょうがい こ たい しゅわ にほんご
③教育については、聴覚に障害のある子どもたちに対しては、手話と日本語の
りょうほう み せんもんてき きょういく ば ひつよう ふ ひつよう
両方を身につけられる専門的な教育の場が必要であることを踏まえる必要が
ある。

6. モニタリングについて

じんけん ほごおよ そくしん ちょうさけん かんけいきかん ちょう かんこくなど
人権の保護及び促進のため調査権やあらゆる関係機関の長に勧告等の
けんげん ふよ ひつよう そしき どりつ きかん しょうがい
権限が付与される必要がある。また、組織として独立した機関であり、障害を
もとうじしゃ うんえい ちょうさ かんこくなど さんかく
持つ当事者が運営・調査・勧告等に参画すべきである。

い じょう
以 上